

刑弁でGO!

第12回

トピック

当番から被疑者国選への移行手続について

東京三弁護士会刑事弁護センター嘱託
刑事弁護委員会委員

村中 貴之 (56期)

本年5月21日からの被疑者国選対象事件の拡大により、当番弁護士として派遣された後に被疑者国選弁護人に移行するケースが増加しています。しかし、手続の複雑さもあり、いつどこにどのような書類を提出すればよいか分からず、移行がスムーズになされないことも多いようです。そこで、移行手続について簡単に説明したいと思います。なお、この先は東京三弁護士会刑事弁護センター2009年5月版「当番弁護士マニュアル」をお手元に置いてお読みください（頁は同マニュアルの該当頁です）。

1 勾留後に当番弁護士として出動し、被疑者国選弁護人として受任する場合

被疑者国選弁護人として受任する場合、以下の手続をとってください。

- ① 不受任通知（118, 119頁）2通に必要事項を記載し、うち1通を被疑者に差し入れる（もう1通は当番の配点連絡票と共に刑弁センターにFAXしてください。）
- ② 接見時に国選弁護人選任請求書（128頁）に必要事項を記載し、被疑者の署名指印をもらい、宅下げを受ける。
- ③ 国選弁護人の選任に関する要望書（126頁）に必要事項を記載する。
- ④ ③を法テラス霞が関にFAXすると共に、①、②、③の原本を裁判所（本庁は刑事14部、立川支部は刑事訟廷事務室）に提出する。

2 逮捕段階で当番弁護士として出動し、被疑者国選弁護人に移行する場合

逮捕段階で当番出動した場合、その段階の活動に

対しては被疑者弁護援助制度（158, 159頁）の利用ができますが、被疑者が勾留請求された段階で被疑者国選弁護人への移行手続をとってください。

この場合、上記1の①から④の手順に加え、

- ⑤ 辞任届（132頁）に必要事項を記載し、原本を検察庁または裁判所に提出してください。

3 少年事件の場合

少年事件でも、捜査段階で当番弁護士として派遣され、被疑者国選弁護人として受任または移行する手続は、上記1または2の場合と同じです。

ただし、国選付添対象事件（少年法22条の3第1項第2項、22条の5）では、家裁送致段階で以下のとおり国選付添人への移行手続（家裁送致後の当番派遣の場合は、国選付添人の受任手続）をとる必要があります（成人と異なり、自動的に被疑者国選弁護人から国選付添人に移行しません）。

- ① 上申書（156頁）に少年の署名指印をもらい、宅下げを受ける。
- ② 国選付添人の選任に関する要望書（157頁）に必要事項を記載する。
- ③ ②を法テラス霞が関にFAXすると共に、①、②の原本を家裁に提出する。

なお、国選付添対象事件ではない事件は、家裁送致後、少年保護事件付添援助制度（162, 163頁）の申込みをしてください。

移行手続についてより詳しい説明は、「当番弁護士マニュアル」13～15頁、28～32頁に記載されていますのでご確認ください。また、同マニュアル掲載の書式から必要なものをコピーして接見時に持参されることをお奨めします。書式は東弁HPの会員ページにもアップされています。

刑事弁護士，デビュー！

会員 中谷 拓朗 (62期)

弁護士になってようやく1週間が経った日の朝、事務所出身の先輩弁護士から急遽接見に行って欲しいとの連絡を受けた。弁護士になって初めての刑事事件、気持ちを高ぶらせ、弁護士会館の地下で「刑事弁護ビギナーズ」を購入し、準備のために事務所に戻ったはいいものの、何を持参すべきか、ということすら正確に把握できていない状態であった。とるものもとりあえず、留置先の警察署に向かった。

被疑者は、深夜に車内で寝ていたところ職務質問を受け、その際、車のサイドポケットにカッターナイフがあったことから銃刀法違反で逮捕されたとのことであった。そもそも逮捕されることすらおかしい事案である。被疑者が約半年前に強盗致傷の被疑事実で逮捕され嫌疑不十分で釈放されていたことから、それも関連しての逮捕ではないかと考えられた。とにかく、被疑者の早期釈放を求めなければならぬと判断した。

接見を終えて、事務所に戻り、早速、意見書・身元引受書・陳述書の作成にとりかかった。書面を作成し、署名・押印をもらいに出かけて行き、必要ならば写真もとってくる、フットワークを軽くして分かりやすい証拠を作り出すことがいかに大切であるかということ先輩弁護士から教わり、とにかく必死で実践した。

夢中になって書面を作成し終わった頃には、既に午前4時を回っていた。不思議と疲れはなかった。翌朝の検事とのやり取りも考え、少しだけ寝ようかなと思って荷物を確認していた時、警察署で指印証明をもらわずに帰ってきたことに気付いた。「やばい！ どうしよう！」「8時過ぎに身元引受人と会って身元引受書と陳述書に署名押印をしてもらわなければならないし、被疑者が送られてくる10時前にはどうしても検察庁に着きたい、朝のうちにもう一度警察署に行くしかないか…」ということで、朝5時に自宅を出て警察署に再び向かった。「こんな朝早くに何しにきたんだ

よ！」と言わんばかりの警察官の冷たい視線に耐え、指印証明を手に入れた。

被疑者は数日前までは長男と同居していたものの、事件当時は家を出て車で生活をしていたという。それゆえ、意見書には、被疑者と長男が再び同居することも可能であることを記載して、被疑者には定まった住居があることから勾留請求をすべきでない旨主張した。その一方、「長男には逮捕されたことを知られたくない」との被疑者の希望があったため、長男に身元引受人になってもらうことは断念した。

不安は的中した。検察官は、数日前まで一緒に住んでいたはずの長男が身元引受人となっていないことに気づき、被疑者と長男が同居することが難しい状況なのではないかと疑ってきた。

「長男の意見はどうか？」「問題ありません！」「ふーん。でも、被疑者の調書には長男と喧嘩をして家を出てきたと書いてあるけれど」「家族ですから、喧嘩をすることも当然あります。2人で食事をすることもあります。共に食事をしたり、喧嘩をしたり、普通の家族そのものです」「わかりました。後は、本人に聞きます」と検察官は私の言葉を遮るように言った。

無理を言っても、長男を身元引受人とすべきであったか、また、検察官に対して、本来逮捕すること自体がおかしい事件であることをもっと強く主張すべきであったのか、検察官と話し合った後も自問自答が続いた。

夕方頃、担当検事から電話があり、勾留請求せずに被疑者を釈放したとのことだった。何よりも嬉しかったのは、一刻も早い釈放を望んでいた被疑者の思いに応えることができたことだった。

思いがけずデビューの事件で嬉しい結果を出すことができた。しかしこれは私にとって始まりにすぎない。これからも、被疑者の思いに応えられる弁護士になるべく、日々研鑽を積んでいきたいと思う。